



令和 7 年 8 月 20 日

【照会先】

政策統括官付参事官付雇用・賃金福祉統計室

調 査 官 大 村 達 哉

室長補佐 柏 木 貴久子

労使関係第二係（内線 7667, 7668）

（代表電話）03(5253)1111

（直通電話）03(3595)3145

令和 6 年労働争議統計調査の概況

目 次

調査の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1 頁
主な用語の定義・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2 頁
利用上の注意・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4 頁
結果の概要	
1 労働争議の種類別の状況・・・・・・・・・・・・	5 頁
2 争議行為を伴う争議の状況・・・・・・・・・・・・	6 頁
3 労働争議の主要要求事項別の状況・・・・・・・・	8 頁
4 労働争議の解決状況・・・・・・・・・・・・・・・・	9 頁
附表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	10 頁

調査の概要

1 調査の目的

本調査は、我が国における労働争議の状況を調査し、その実態を明らかにして、労働行政推進上の基礎資料とすることを目的とする。

2 調査の対象

対象となる労働争議は、日本国内における労働組合又は労働者の団体とその相手方との間で生じた紛争のうち、争議行為が現実発生したもの又はその解決のために第三者が関与したものとする。

3 調査事項

- (1) 産業分類
- (2) 争議の性格
- (3) 労働組合員数
- (4) 争議発生年月日
- (5) 争議解決年月日
- (6) 企業規模（民営・国公営）
- (7) 主要団体
- (8) 要求事項
- (9) 争議の総参加人員及び行為参加人員（労働争議の種類）
- (10) 争議行為の形態別日数、行為参加人員及び労働損失日数
- (11) 解決方法及び第三者関与の状況（第三者解決）

4 調査の時期

令和6年1月から12月までの各月について、月初めから月末までの1か月間を調査期間とし、この期間内に発生又は前月より継続している労働争議について毎月末日現在で調査した。

5 調査の方法

厚生労働省が調査票を都道府県労政主管課に配布し、同課において記入した後、厚生労働省が回収する方法で実施した。

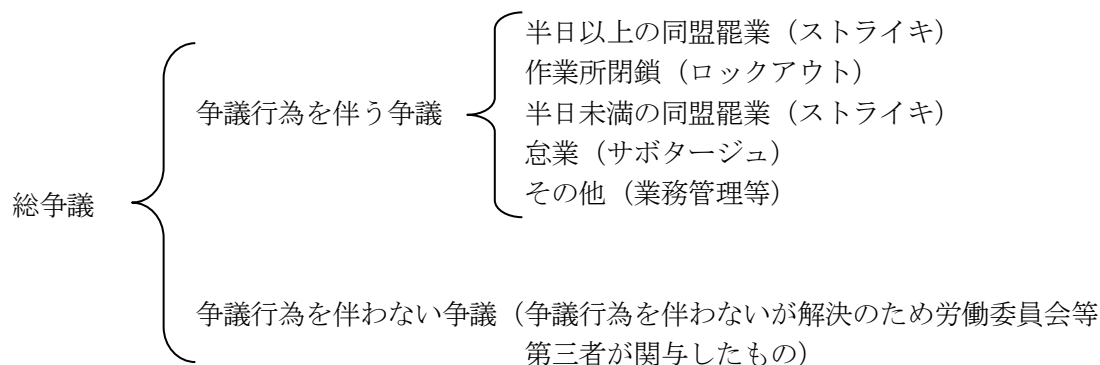
6 調査機関

厚生労働省一都道府県労政主管課

主な用語の定義

「労働争議の種類」

本調査の対象となるすべての労働争議を総争議といい、これを大別して争議行為を伴う争議と争議行為を伴わない争議（争議行為を伴わないが解決のため労働委員会等第三者が関与したもの）とに分けている。



争議行為を伴う争議を、行為の形態により、以下の(1)～(5)の行為形態に区分している。

(1) 半日以上の実業（ストライキ）

自己の主張を貫徹するために労働組合又は労働者の団体によってなされる一時的作業停止のうち、作業停止時間が1日の所定労働時間の1/2以上であるものをいう。

(2) 作業所閉鎖（ロックアウト）

使用者側が争議手段として生産活動の停止を宣言し、作業を停止するものをいう。

(3) 半日未満の実業（ストライキ）

自己の主張を貫徹するために労働組合又は労働者の団体によってなされる一時的作業停止のうち、作業停止時間が1日の所定労働時間の1/2未満であるものをいう。

(4) 怠業（サボタージュ）

労働組合又は労働者の団体が自己の主張を貫徹するために、作業を継続しながらも、作業を量的質的に低下させるものをいう。

(5) その他（業務管理等）

上記以外の形態の争議行為を伴う争議をいう。

なお、業務管理とは、使用者の意志を排除して労働者によって事業所が占拠され、専ら労働者の方針によって生産や業務が遂行されるものをいう。

「総参加人員」

争議行為に参加するかしないかにかかわらず、労働争議継続期間（争議発生から解決に至るまでの日数をいう。）中における労働組合又は労働者の団体の最大員数をいう。

「行為参加人員」

実際に争議行為を行った実人員をいう。

「労働損失日数」

半日以上の実業又は作業所閉鎖が行われた期間に、労働者が実際に半日以上の実業に参加した又は作業所閉鎖の対象となったことによって労働に従事しなかった延べ日数をいう。

「主要要求事項の具体的内容例」

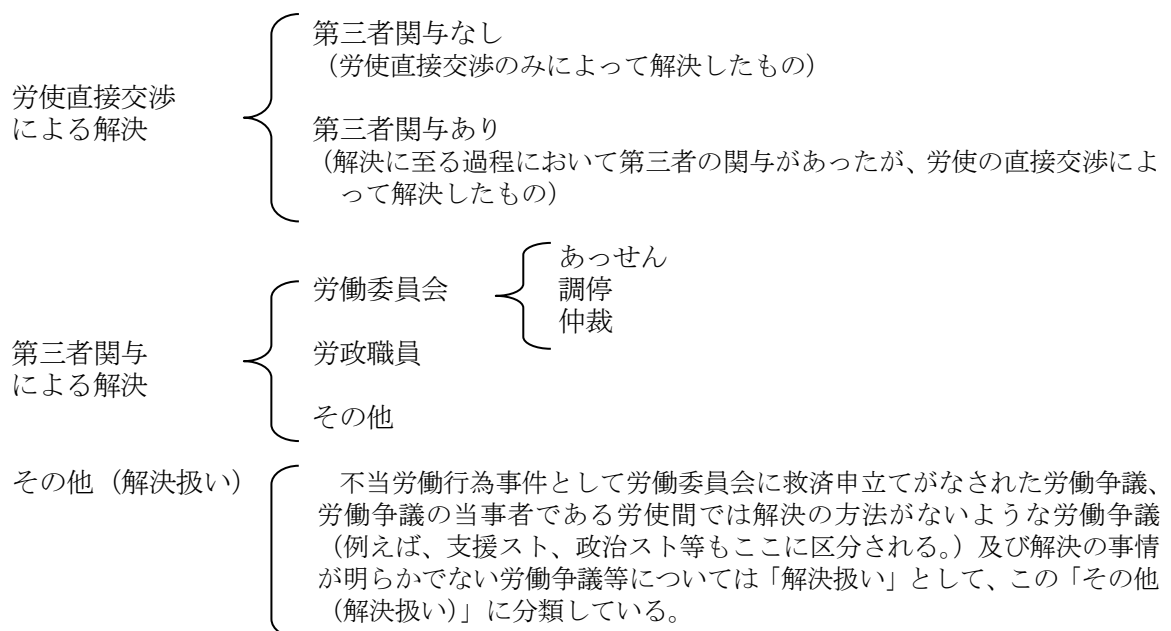
以下の表を参照のこと。

表 1 主要要求事項の具体的内容例

区 分	要 求 事 項	具 体 的 事 項 (参考例)
組合保障及び労働協約	組合保障及び組合活動	組合の承認、組合活動、組合員の範囲、団体交渉に関する条項等
	労働協約の締結、改訂及び効力	労働協約の遵守、チェック・オフ、シヨップ条項等
賃金	賃金制度	賃金制度の確立、変更等
	賃金額（基本給・諸手当）の改定	ベースアップ、初任給の増額、賃金引下げ撤回、諸手当の支給等
	賃金額（賞与・一時金）の改定	賞与、期末手当、一時金等
	個別組合員の賃金額	
	退職金（退職年金を含む）	当該制度の確立、変更、運営等
	その他の賃金に関する事項	賃金未払、和解金、解決金等
賃金以外の労働条件	所定内労働時間の変更	時間帯、時間短縮、交替制、変形労働時間制、フレックスタイム制、みなし労働時間制の導入・運用等
	所定外・休日労働	所定外・休日労働の強要等
	休日・休暇（週休二日制、連続休暇を含む）	
	その他の労働時間に関する事項	
	育児休業制度・介護休業制度・看護休暇制度・介護休暇制度	当該制度の確立、運営等
	教育訓練	当該制度の確立、運営等
	職場環境・健康管理	職場環境の改善・向上等、安全衛生対策の見直し、パワハラ等
	福利厚生	住居施設、業務上災害の法定外補償等
経営・雇用・人事	解雇反対・被解雇者の復職	不当解雇撤回等
	事業の休廃止・合理化	一時帰休制、減員反対、事業所の統廃合等
	人事考課制度（慣行的制度を含む）	能力主義・成果主義導入反対等
	要員計画・採用計画	増員要求、欠員の代替要員確保等
	配置転換・出向	配置転換撤回等
	希望退職者の募集・解雇	
	定年制（勤務延長・再雇用を含む）	定年年齢の引上げ、継続雇用制度の基準改定等
	パートタイム労働者・契約社員・派遣労働者の活用	正社員の採用抑制反対等
	パートタイム労働者・契約社員の労働条件	正社員以外の労働者の労働条件全般
	その他の経営及び人事に関する事項	経営参加（協議機関設置）等
その他	その他	直接当事者能力のないような要求、政治的な要求（支援スト、政治スト等）、規制緩和反対等

「労働争議の解決方法」

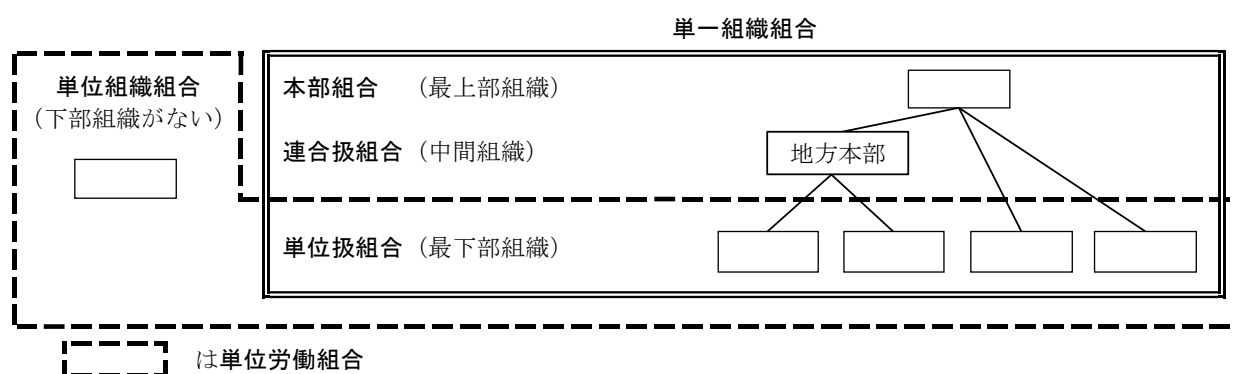
労働争議を解決させた方法を示し、大別して「労使直接交渉による解決」、「第三者関与による解決」及び「その他」の3つに分けている。



利用上の注意

- 1 本概況は、令和6年1月～12月における労働争議について集計したものである。集計結果には、令和5年以前から繰り越された労働争議が含まれる。また、本調査は毎月実施しているものであるが、2か月以上にわたる労働争議であっても1件の労働争議として計上した。
- 2 労働争議の件数は、原則として単位労働組合^(注)が自ら有する争議権に基づき独自の立場で実施する労働争議（単独争議）を1件として取り扱うが、上部組合（連合団体）が下部組合（単位組合）の争議権を集約し、上部組合の発する争議指令に基づき多くの下部組合が一団となって実施する労働争議（連合争議）も1件として取り扱う。したがって、1件の労働争議でも複数事業所又は複数企業に及ぶもの（連合争議、合同労組の労働争議等）があれば、逆に1事業所又は1企業の労働争議でも2件以上に及ぶもの（1事業所、1企業に複数組合がある場合）もある。

（注）単位労働組合とは、支部等の下部組織を有しない「単位組織組合」及び支部等を有する労働組合（「単一組織組合」）の最下部組織である「単位扱組合」をいう（下図参照）。



- 3 争議行為を伴う争議で複数の行為形態を伴う労働争議（例えば「半日未満の同盟罷業」と「半日以上
の同盟罷業」が併存する場合など）について、「争議行為を伴う争議」の計は、行為形態間で重複する部
分を除いて計上しているので、行為形態別の合計とは必ずしも一致しない。
- 4 主要要求事項については、1労働争議につき労働者側から提出された要求のうち、主なもの2つまで
を主要要求事項として取り上げている。したがって、主要要求事項を集計した統計表において、計と主
要要求事項の内訳の合計（主要要求事項総数）は必ずしも一致しない。
- 5 産業は、平成25年10月改定の日本標準産業分類に基づき表章している。
- 6 統計表等に用いている符号の意味は次のとおりである。
 - (1) 数値の左に「△」が付されているものは、マイナス値を表す。
 - (2) 「―」は、該当数値がないものを示す。
 - (3) 「…」は、計数不明又は数値を表章することが適当でない場合を示す。
- 7 対前年増減率及び構成比は小数点以下第2位を四捨五入している。

結果の概要

1 労働争議の種類別の状況

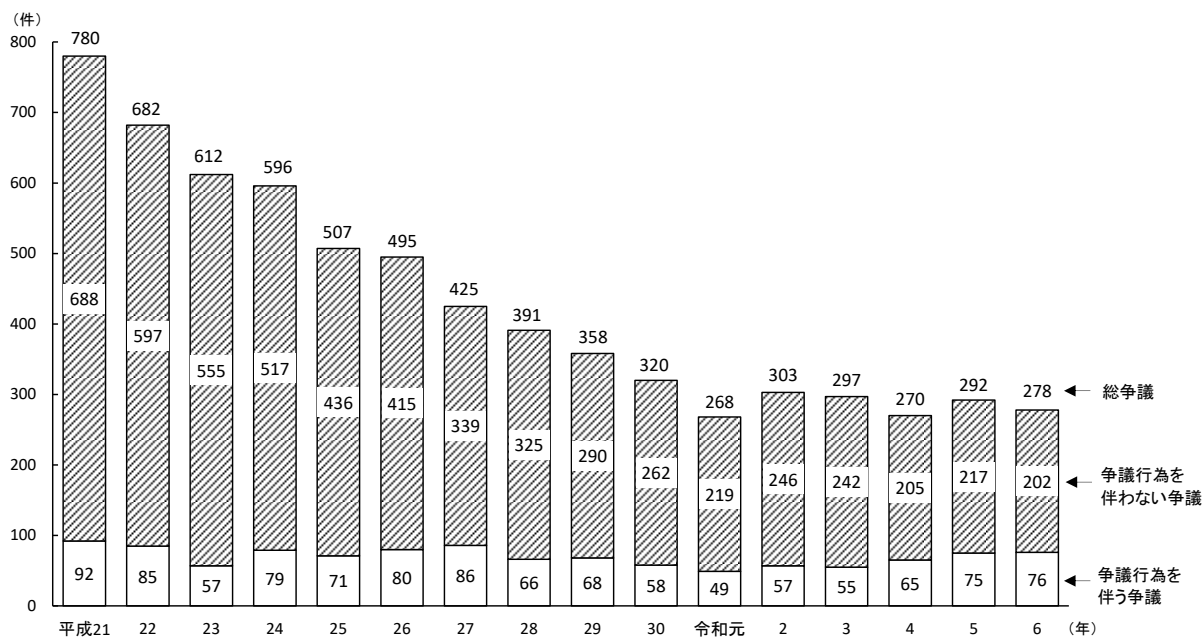
令和6年の労働争議の状況をみると、「総争議」の件数は278件、総参加人員は95,325人となっており、前年に比べ、件数は14件（4.8%）減、総参加人員は5,928人（5.9%）減となった。「総争議」の件数は長期的には減少傾向で推移してきたが、令和元年以降は横ばい圏内で推移している。

「争議行為を伴う争議」の件数は76件、行為参加人員は8,982人となっており、前年に比べ、件数は1件（1.3%）増、行為参加人員は568人（6.8%）増となった。（第1表、第1図、10頁附表）

第1表 労働争議の種類別件数及び参加人員の推移

年 次	総 争 議		争 議 行 為 を 伴 う 争 議			争議行為を伴わない争議	
	件 数	総参加人員	件 数	総参加人員	行為参加人員	件 数	総参加人員
令和2年	303	57,426	57	32,436	6,013	246	24,990
3	297	60,389	55	38,540	7,858	242	21,849
4	270	53,519	65	37,881	6,447	205	15,638
5	292	101,253	75	80,300	8,414	217	20,953
6	278	95,325	76	59,373	8,982	202	35,952
令和6年の 対前年増減数 (件・人)	△14	△5,928	1	△20,927	568	△15	14,999
令和6年の 対前年増減率 (%)	△4.8	△5.9	1.3	△26.1	6.8	△6.9	71.6

第1図 労働争議の種類別件数の推移



2 争議行為を伴う争議の状況

(1) 産業別の状況

令和6年の「争議行為を伴う争議」を産業別にみると、件数は「医療、福祉」35件が最も多く、次いで「製造業」12件、「運輸業、郵便業」11件であった。

行為参加人員は「医療、福祉」6,459人が最も多く、次いで「製造業」1,223人、「情報通信業」726人であった。

労働損失日数は「運輸業、郵便業」1,277日が最も多く、次いで「製造業」558日、「医療、福祉」411日であった。（第2表）

第2表 産業別争議行為を伴う争議の件数、行為参加人員及び労働損失日数

令和6年								
産 業 ¹⁾	争議行為を伴う争議 ²⁾			うち半日以上の同盟罷業			うち半日未満の同盟罷業	
	件 数	行為参加人員	労働損失日数	件 数	行為参加人員	労働損失日数	件 数	行為参加人員
	件 人	人 日	件 人	人 日	件 人	人 日	件 人	人 日
計	76 (75)	8,982 (8,414)	2,501 (3,652)	27 (39)	935 (2,157)	2,501 (3,652)	58 (52)	8,042 (6,583)
農業、林業、漁業	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
鉱業、採石業、砂利採取業	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
建設業	- (1)	- (3)	- (3)	- (1)	- (3)	- (3)	- (-)	- (-)
製造業	12 (7)	1,223 (1,102)	558 (607)	3 (5)	229 (483)	558 (607)	11 (5)	1,133 (867)
電気・ガス・熱供給・水道業	- (1)	- (130)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (1)	- (130)
情報通信業	10 (14)	726 (330)	52 (79)	2 (5)	52 (43)	52 (79)	9 (12)	720 (287)
運輸業、郵便業	11 (10)	498 (312)	1,277 (1,274)	7 (7)	226 (245)	1,277 (1,274)	3 (3)	29 (67)
卸売業、小売業	1 (3)	7 (932)	49 (931)	1 (2)	7 (931)	49 (931)	- (1)	- (1)
金融業、保険業	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
不動産業、物品賃貸業	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
学術研究、専門・技術サービス業	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
宿泊業、飲食サービス業	1 (-)	3 (-)	8 (-)	1 (-)	3 (-)	8 (-)	- (-)	- (-)
生活関連サービス業、娯楽業	- (1)	- (1)	- (4)	- (1)	- (1)	- (4)	- (-)	- (-)
教育、学習支援業	5 (6)	65 (95)	146 (304)	3 (5)	45 (80)	146 (304)	4 (4)	40 (72)
医療、福祉	35 (28)	6,459 (5,442)	411 (382)	10 (10)	373 (305)	411 (382)	30 (24)	6,119 (5,153)
複合サービス事業	- (1)	- (17)	- (17)	- (1)	- (17)	- (17)	- (-)	- (-)
サービス業（他に分類されないもの）	1 (3)	1 (50)	- (51)	- (2)	- (49)	- (51)	1 (2)	1 (6)
公務（他に分類されるものを除く）	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
分類不能の産業	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)

注：（ ）内は、令和5年の数値である。

- 1) 産業は、労働争議を行った組合の組合員が雇用されている事業所又は企業の産業を示し、日本標準産業分類（平成25年10月改定）の大分類に基づき、その主要生産品名又は事業の内容により決定する。
「分類不能の産業」とは、1組合が複数企業の労働者で組織されており、それぞれの企業の主要生産品名又は事業の内容が異なる場合など、産業分類が特定できないものをいう。
- 2) 「争議行為を伴う争議」には、「同盟罷業」のほかに「作業所閉鎖」、「怠業」及び「その他」の形態を含む。

(2) 企業規模別（民営企業）の状況

令和6年の民営企業における「争議行為を伴う争議」をみると、争議行為を伴う争議のあった企業数[延べ数]は179企業、行為参加人員は8,982人、労働損失日数は2,501日であった。

企業規模別にみると、企業数[延べ数]は「300～999人」、行為参加人員は複数企業を相手に交渉する「その他」、労働損失日数は「1,000人以上」で最も多くなっている。（第3表）

第3表 企業規模別（民営企業）争議行為を伴う争議の企業数、行為参加人員及び労働損失日数

令和6年								
企業規模 ¹⁾	争議行為を伴う争議 ²⁾			うち半日以上同盟罷業			うち半日未満の同盟罷業	
	企業数 ³⁾ [延べ数]	行為参加 人員	労働損失 日数	企業数 [延べ数]	行為参加 人員	労働損失 日数	企業数 [延べ数]	行為参加 人員
計	179 (181)	8,982 (8,414)	2,501 (3,652)	61 (80)	935 (2,157)	2,501 (3,652)	138 (131)	8,042 (6,583)
1,000人以上	42 (47)	2,825 (3,348)	1,472 (2,535)	16 (25)	354 (1,353)	1,472 (2,535)	30 (30)	2,499 (2,013)
300～999人	52 (48)	1,774 (1,762)	326 (399)	19 (21)	248 (242)	326 (399)	37 (35)	1,299 (1,625)
100～299人	40 (35)	1,313 (718)	566 (424)	12 (18)	196 (312)	566 (424)	32 (23)	1,237 (479)
99人以下	19 (29)	235 (322)	76 (265)	8 (13)	76 (221)	76 (265)	15 (22)	207 (217)
その他	26 (22)	2,835 (2,264)	61 (29)	6 (3)	61 (29)	61 (29)	24 (21)	2,800 (2,249)

注： 1 組合が複数企業の労働者で組織されている合同労組については、1合同労組を1企業として計上し、企業規模別には、1つの企業のみを相手に交渉をしている場合には、当該企業の企業規模により計上し、複数企業を相手に交渉をしている場合には、「その他」に計上している。

()内は、令和5年の数値である。

1) 企業規模は、企業の全常用労働者数による。

2) 「争議行為を伴う争議」には、「同盟罷業」のほかに「作業所閉鎖」、「怠業」及び「その他」の形態を含む。

3) 企業数[延べ数]は、労働争議を行った組合の組合員が雇用されている企業を集計したものである。

なお、1件の争議でも複数企業に及ぶもの（企業外連合）は、争議の対象となったすべての企業について、企業規模別に計上し、1企業において複数の争議があった場合は、争議ごとに計上して集計している。

(3) 主要団体別の状況

令和6年の「争議行為を伴う争議」について加盟している主要団体別に件数、行為参加人員、労働損失日数をみると、「連合」は8件、264人、174日、「全労連」は51件、7,956人、1,040日、「全労協」は3件、9人、49日であった（第4表）。

第4表 主要団体別争議行為を伴う争議の件数、行為参加人員及び労働損失日数

令和6年								
主要団体	争議行為を伴う争議 ³⁾			うち半日以上同盟罷業			うち半日未満の同盟罷業	
	件数	行為参加 人員	労働損失 日数	件数	行為参加 人員	労働損失 日数	件数	行為参加 人員
計 ¹⁾	76 (75)	8,982 (8,414)	2,501 (3,652)	27 (39)	935 (2,157)	2,501 (3,652)	58 (52)	8,042 (6,583)
連合	8 (11)	264 (1,122)	174 (1,268)	4 (8)	73 (1,040)	174 (1,268)	6 (7)	211 (141)
全労連	51 (40)	7,956 (6,937)	1,040 (981)	16 (16)	668 (847)	1,040 (981)	44 (32)	7,506 (6,352)
全労協	3 (2)	9 (9)	49 (10)	1 (1)	7 (8)	49 (10)	2 (2)	2 (6)
その他 ²⁾	15 (22)	754 (346)	1,238 (1,393)	6 (14)	187 (262)	1,238 (1,393)	7 (11)	324 (84)

注： ()内は、令和5年の数値である。

1) 複数の団体に重複加盟している労働組合があるため、件数、行為参加人員、労働損失日数の計とそれぞれの加盟主要団体の数値の合計とは必ずしも一致しない。

2) 「その他」とは、連合、全労連及び全労協に加盟していない労働組合をいう。

3) 「争議行為を伴う争議」には、「同盟罷業」のほかに「作業所閉鎖」、「怠業」及び「その他」の形態を含む。

3 労働争議の主要要求事項別の状況

令和6年の「総争議」の件数を要求事項別（主要要求事項2つまでの複数回答）にみると、「賃金」に関する事項が154件（総争議件数の55.4%）と最も多く、次いで「組合保障及び労働協約」に関する事項94件（同33.8%）、「経営・雇用・人事」に関する事項90件（同32.4%）であった（第5表）。

第5表 労働争議の主要要求事項別件数及び構成比

主要要求事項	総 争 議					
	件 数				構成比	
	令和6年	対前年差	対前年増減率	令和5年	令和6年	令和5年
計 ¹⁾	件	件	%	件	%	%
	278	△ 14	△ 4.8	292	100.0	100.0
組合保障及び労働協約 ²⁾	94	6	6.8	88	33.8	30.1
組合保障及び組合活動	86	5	6.2	81	30.9	27.7
労働協約の締結、改訂及び効力	12	1	9.1	11	4.3	3.8
賃金 ²⁾	154	△ 3	△ 1.9	157	55.4	53.8
賃金制度	15	△ 5	△ 25.0	20	5.4	6.8
賃金額（基本給・諸手当）の改定	72	11	18.0	61	25.9	20.9
賃金額（賞与・一時金）の改定	47	△ 4	△ 7.8	51	16.9	17.5
個別組合員の賃金額	6	△ 2	△ 25.0	8	2.2	2.7
退職金（退職年金を含む）	5	△ 2	△ 28.6	7	1.8	2.4
その他の賃金に関する事項	37	△ 3	△ 7.5	40	13.3	13.7
賃金以外の労働条件 ²⁾	42	4	10.5	38	15.1	13.0
所定内労働時間の変更	4	1	33.3	3	1.4	1.0
所定外・休日労働	5	2	66.7	3	1.8	1.0
休日・休暇（週休二日制、連続休暇を含む）	3	3	...	-	1.1	-
その他の労働時間に関する事項	5	△ 1	△ 16.7	6	1.8	2.1
育児休業制度・介護休業制度・看護休暇制度・介護休暇制度	-	△ 1	△ 100.0	1	-	0.3
教育訓練	-	-	...	-	-	-
職場環境・健康管理	24	1	4.3	23	8.6	7.9
福利厚生	1	△ 1	△ 50.0	2	0.4	0.7
経営・雇用・人事 ²⁾	90	△ 28	△ 23.7	118	32.4	40.4
解雇反対・被解雇者の復職	41	△ 16	△ 28.1	57	14.7	19.5
事業の休廃止・合理化	5	0	0.0	5	1.8	1.7
人事考課制度（慣行的制度を含む）	3	△ 4	△ 57.1	7	1.1	2.4
要員計画・採用計画	2	△ 2	△ 50.0	4	0.7	1.4
配置転換・出向	13	2	18.2	11	4.7	3.8
希望退職者の募集・解雇	-	△ 3	△ 100.0	3	-	1.0
定年制（勤務延長・再雇用を含む）	6	△ 1	△ 14.3	7	2.2	2.4
パートタイム労働者・契約社員・派遣労働者の活用	-	-	...	-	-	-
パートタイム労働者・契約社員の労働条件	5	1	25.0	4	1.8	1.4
その他の経営及び人事に関する事項	18	△ 5	△ 21.7	23	6.5	7.9
その他	4	0	0.0	4	1.4	1.4

注：主要要求事項の具体的内容については、3頁「表1 主要要求事項の具体的内容例」を参照されたい。

1) 1労働争議につき労働者側から提出された要求のうち、主なもの2つまでを主要要求事項として取り上げているため、主要要求事項「計」（総争議件数）と個々の要求事項の数値の合計は必ずしも一致しない。

2) 「組合保障及び労働協約」、「賃金」等の太字で書かれている各区分の件数は、2つの主要要求事項が同一の区分内にある労働争議は1件として計上しているため、各区分内の事項の件数の合計とは必ずしも一致しない。

4 労働争議の解決状況

(1) 解決方法別の状況

令和6年の「総争議」278件のうち、令和6年中に「解決又は解決扱い」になった件数は218件（総争議件数の78.4%）となっており、「翌年への繰越」は60件（同21.6%）であった。

解決方法をみると、「労使直接交渉による解決」が55件（解決又は解決扱い件数の25.2%）、「第三者関与による解決」が54件（同24.8%）、「その他（解決扱い）」が109件（同50.0%）であった。

なお、「第三者関与による解決」をみると、労働委員会関与の「あっせん」が50件（同22.9%）で最も多かった。（第6表）

第6表 労働争議の解決方法別件数及び構成比の推移

年次	総争議	解決又は 解決扱い	労使直接 交渉による 解決	第三者 ¹⁾ 関与あり	第三者 関与に よる解決	労働委員 会関与	あっせん	調停	仲裁	その他 ²⁾ (解決 扱い)	翌年 への 繰越
件数(件)											
令和2年	303	248	61	37	79	79	78	1	-	108	55
3	297	223	63	37	77	77	76	1	-	83	74
4	270	206	54	23	68	68	66	2	-	84	64
5	292	221	63	28	70	70	66	4	-	88	71
6	278	218	55	20	54	53	50	3	-	109	60
構成比(%)											
令和2年	100.0	81.8 (100.0)	(24.6)	(14.9)	(31.9)	(31.9)	(31.5)	(0.4)	(-)	(43.5)	18.2
3	100.0	75.1 (100.0)	(28.3)	(16.6)	(34.5)	(34.5)	(34.1)	(0.4)	(-)	(37.2)	24.9
4	100.0	76.3 (100.0)	(26.2)	(11.2)	(33.0)	(33.0)	(32.0)	(1.0)	(-)	(40.8)	23.7
5	100.0	75.7 (100.0)	(28.5)	(12.7)	(31.7)	(31.7)	(29.9)	(1.8)	(-)	(39.8)	24.3
6	100.0	78.4 (100.0)	(25.2)	(9.2)	(24.8)	(24.3)	(22.9)	(1.4)	(-)	(50.0)	21.6

注：（ ）内は、「解決又は解決扱い」に占める解決方法別構成比である。
 1) 「労使直接交渉による解決」のうち、「第三者関与あり」とは、解決に至る過程においてあっせんや調停等の第三者関与があったが、労使の直接交渉によって解決したものをいう。
 2) 「その他（解決扱い）」には、不当労働行為事件として労働委員会に救済申立てがなされた労働争議（本調査では、第三者関与による解決に含まれない。）、労働争議の当事者である労使間では解決方法がないような労働争議（例えば、支援スト、政治スト等もここに区分される。）及び解決の事情が明らかでない労働争議等が含まれる。

(2) 労働争議継続期間別の状況

労働争議の解決状況を労働争議継続期間（争議発生から解決に至るまでの日数をいう。）別にみると、「91日以上」が79件（解決件数の36.2%）と最も多く、次いで「30日以内」50件（同22.9%）、「61日～90日」46件（同21.1%）、「31日～60日」43件（同19.7%）であった（第7表）。

第7表 労働争議継続期間別解決件数及び構成比

令和6年									
	計	30日以内	1～5日	6～10日	11～20日	21～30日	31～60日	61～90日	91日以上
解決件数(件)	218 (221)	50 (69)	9 (14)	7 (8)	21 (23)	13 (24)	43 (36)	46 (49)	79 (67)
構成比(%)	100.0 (100.0)	22.9 (31.2)	4.1 (6.3)	3.2 (3.6)	9.6 (10.4)	6.0 (10.9)	19.7 (16.3)	21.1 (22.2)	36.2 (30.3)

注：（ ）内は、令和5年の数値である。

附表 総争議、争議行為を伴う争議、半日以上同盟罷業及び半日未満の同盟罷業の件数の推移

(単位：件)

年 ¹⁾	総争議	争議行為を伴う争議 ²⁾	半日以上同盟罷業	半日未満の同盟罷業
昭和32年 (1957)	1,680	999	810	...
33 (1958)	1,864	1,247	887	...
34 (1959)	1,709	1,193	872	...
35 (1960)	2,222	1,707	1,053	...
36 (1961)	2,483	1,788	1,386	...
37 (1962)	2,287	1,696	1,283	...
38 (1963)	2,016	1,421	1,068	597
39 (1964)	2,422	1,754	1,220	667
40 (1965)	3,051	2,359	1,527	871
41 (1966)	3,687	2,845	1,239	1,452
42 (1967)	3,024	2,284	1,204	1,403
43 (1968)	3,882	3,167	1,537	2,021
44 (1969)	5,283	4,482	1,776	3,282
45 (1970)	4,551	3,783	2,256	2,356
46 (1971)	6,861	6,082	2,515	4,653
47 (1972)	5,808	4,996	2,489	3,531
48 (1973)	9,459	8,720	3,320	6,667
49 (1974)	10,462	9,581	5,197	6,378
50 (1975)	8,435	7,574	3,385	5,475
51 (1976)	7,974	7,240	2,715	5,717
52 (1977)	6,060	5,533	1,707	4,522
53 (1978)	5,416	4,852	1,512	3,887
54 (1979)	4,026	3,492	1,151	2,743
55 (1980)	4,376	3,737	1,128	3,038
56 (1981)	7,660	7,034	950	6,440
57 (1982)	7,477	6,779	941	6,171
58 (1983)	5,562	4,814	889	4,248
59 (1984)	4,480	3,855	594	3,475
60 (1985)	4,826	4,230	625	3,834
61 (1986)	2,002	1,439	619	1,031
62 (1987)	1,839	1,202	473	904
63 (1988)	1,879	1,347	496	1,031
平成元 (1989)	1,868	1,433	359	1,240
2 (1990)	2,071	1,698	283	1,533
3 (1991)	1,292	935	308	730
4 (1992)	1,138	788	261	640
5 (1993)	1,084	657	251	500
6 (1994)	1,136	628	229	486
7 (1995)	1,200	685	208	549
8 (1996)	1,240	695	189	568
9 (1997)	1,334	782	176	655
10 (1998)	1,164	526	145	441
11 (1999)	1,102	419	152	301
12 (2000)	958	305	117	216
13 (2001)	884	246	89	176
14 (2002)	1,002	304	74	253
15 (2003)	872	174	47	145
16 (2004)	737	173	51	142
17 (2005)	708	129	50	99
18 (2006)	662	111	46	82
19 (2007)	636	156	54	118
20 (2008)	657	112	52	80
21 (2009)	780	92	48	59
22 (2010)	682	85	38	56
23 (2011)	612	57	28	35
24 (2012)	596	79	38	52
25 (2013)	507	71	31	49
26 (2014)	495	80	27	61
27 (2015)	425	86	39	60
28 (2016)	391	66	31	47
29 (2017)	358	68	38	46
30 (2018)	320	58	26	42
令和元 (2019)	268	49	27	33
2 (2020)	303	57	35	34
3 (2021)	297	55	32	36
4 (2022)	270	65	33	48
5 (2023)	292	75	39	52
6 (2024)	278	76	27	58

注：令和6年と調査項目の定義が同一で比較可能な昭和32年以降の数値を掲載した。

1) 昭和37年以前は、「半日未満の同盟罷業」は調査していない。

昭和47年以前については沖縄県の方は含まない。

2) 争議行為を伴う争議の行為形態は「半日以上同盟罷業」と「半日未満の同盟罷業」の他に「作業所閉鎖」、「怠業」、「その他」があること、また、「半日以上同盟罷業」と「半日未満の同盟罷業」の両方を伴う争議の場合は、それぞれの形態で計上していることから、計と両形態の合計は一致しない場合がある。